

一般廃棄物処理に係る事務事業の広域化に関する基本協定書

平塚市(以下「甲」という。)、大磯町(以下「乙」という。)、二宮町(以下「丙」という。)は、一般廃棄物処理に係る事務事業の広域化に関する基本協定を次のとおり締結する。

第1条 この協定は、一般廃棄物処理に係る事務事業の効率化及び環境負荷の低減を図るため、甲乙丙が、相互に連携し、事務事業を広域的に推進していくことを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、甲乙丙は、平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画を基に共通課題を協議し、相互に役割を分担し、応分の負担をしていくものとする。

第3条 この協定に基づく全部又は個別の共通課題の協議が整ったときは、甲乙丙は、必要に応じて別に協定を締結するものとする。

第4条 この協定の内容について甲乙丙は、信義に従い誠実に履行するものとする。

第5条 この協定を締結することにより平成19年12月3日に甲乙で締結した「一般廃棄物処理に係る事務事業の広域化に関する基本協定書」は、その効力を失う。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、それぞれ各自1通を所持する。

平成24年(2012年) 3月26日

甲 平塚市
市長

落合克宏



乙 大磯町
町長

中島久石



丙 二宮町
町長

坂本孝也

